

次期計画（産業振興戦略プラン）起草部会の設置について

産業政策課

1 設置の目的

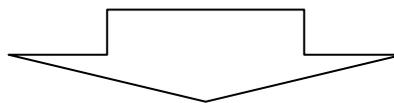
平成 22 年度に検討を行った製造業部会の検討結果をもとに、平成 23 年度は、次期計画起草部会を新たに設置し、産業振興戦略プランの次期計画を策定する。

2 部会の構成

部会委員 5 名で構成する。

3 スケジュール及び審議内容

	審 議 会	次期計画起草部会
3月	【平成 22 年度第 2 回】 ●製造業部会の製造業振興に関する 検討結果の報告 ●今後の進め方についての審議	
5月	【平成 23 年度第 1 回】 ●次期計画起草部会設置、部会委員指名、 部会長選任 ●次期計画の基本方針について （目的・趣旨、計画期間、構成など） ●その他	
7月		《第 1 回》 ●次期計画の基本戦略について 例 ・成長分野戦略 ・海外展開戦略 等
9月		《第 2 回》 ●次期計画の具体的な内容について ・重点プロジェクト ・実施体制 等
10月	【第 2 回】 ●次期計画の検討の結果の審議 ●その他	
12月		《第 3 回》 ●次期計画の最終案のとりまとめ



次期計画の公表・配布

長野県中小企業振興審議会条例

昭和 31 年 12 月 17 日条例第 65 号
改正 平成 22 年 3 月 18 日条例第 14 号

(設置)

第1条 中小企業の振興に関する重要事項について調査審議するため、長野県中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、次の事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 中小企業の振興対策に関する事項
- (2) 中小企業の経営合理化に関する事項
- (3) 中小企業の組織強化並びに販路の拡張に関する事項
- (4) 中小企業の金融に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 商工業者
- (2) 金融機関の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、商工業者等のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第5条第3項及び第6条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第9条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(附則 略)